

【川西市】新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

【令和4年9月13日～】

※二重下線は前回からの変更箇所

幼児児童生徒が、

① 新型コロナウイルスに感染した場合 <u>(新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む)</u>	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。 ●保健所からの指示がない場合、 <ul style="list-style-type: none"><u>有症状の方は、発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失した後24時間（入院している場合は、10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間）を経過するまで出席停止とする。</u><u>無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間）を経過するまで出席停止とする。</u>
② 医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（念のための検査※を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
③ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断され、かつ、学校園所での生活に支障がないと保護者が判断する場合はこの限りではありません。） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。
④ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	⇒ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合は出席停止とする。
⑤ 医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合	⇒ 学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

⑥ 新型コロナウイルスに感染した場合 <u>(新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む)</u>	⇒ 陽性者の発症日の翌日から5日間を経過するまで出席停止とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの登校園所を可とする。
⑦ 医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（念のための検査※を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑧ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く）がある場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。

※ ここでの「念のための検査」は、感染の疑いで検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

★ 保育料の減額の取扱いは上記と異なり、別に定めております。また、育成料の減額の取扱いは一部上記と異なる場合もありますのでご注意ください。詳しくは市ホームページをご確認ください。